

事 務 連 絡
令和 6 年 9 月 1 9 日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課
厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課

令和 6 年度の「風しんの追加的対策」にかかる対応について（協力依頼）

風しんの追加的対策については、対象者の抗体保有率を令和 7 年 3 月末までに 90%に引き上げるという目標を掲げており、貴会におかれましては、これまでもその実施に御協力をいただき、感謝申し上げます。

風しんの追加的対策は、令和 6 年度末で終了予定であり、都道府県及び市町村（特別区を含む。）に、別紙 1 のとおり、クーポン券の発行等について、対応を依頼しております。

これに伴い、実施機関においても御対応いただきたい事項を、以下のとおりまとめましたので、内容について御了知いただくとともに、関係機関に周知をお願いいたします。

記

1 都道府県国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）による請求・支払い事務処理の終了について

集合契約に基づいて国保連合会が代行する請求・支払い事務が、令和 7 年 3 月 10 日（必着）をもって終了いたします。

各実施機関におかれましては、令和 7 年 3 月分の費用請求については、クーポン券を発行した市区町村へ、直接費用の請求を行っていただくようお願いいたします。（別紙 2）

2 市区町村別請求書について

令和 7 年 3 月 1 日から 3 月末までの間に実施した抗体検査及び予防接種に係る費用について、各実施機関におかれましては、令和 7 年 4 月 10 日までに、市区町村別請求書、クーポン券が貼付された受診票又は予診票とともに所定の形式に編綴し、クーポン券を発行した市区町村へ送付をお願いいたします。

※市区町村別請求書の様式はこちらに掲載しています。

厚生労働省HP 様式等（風しんの追加的対策関係）「市区町村別請求書」

URL : https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000116890_00001.html

3 過誤調整について

令和7年3月末までは、「風しんの抗体検査及び風しんの第5期の定期接種に係る過誤調整事務マニュアル」に応じて国保連合会が過誤調整及び未請求分・再請求分への対応を実施します。同年4月以降の過誤調整及び未請求分・再請求分への対応は、各実施機関と市区町村とで相談・連携の上、ご対応ください。令和7年3月末までの過誤調整に係る事務に関する問い合わせは、各国保連合会へご確認ください。

4 乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン（MRワクチン）の製造販売業者による自主回収への対応について

今般のMRワクチンの製造販売業者による自主回収

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou03/index_00002.html) に伴い、MRワクチンの本対策への供給が不足する医療機関があるかと存じます。

定期予防接種として乾燥弱毒生風しんワクチン（風しん単独ワクチン）を使用することが可能ですが、「風しんの追加的対策」において風しん単独ワクチンを使用して予防接種を実施される場合は、通常の実施スキームと異なるため、予め対象者の住民票のある市区町村にご確認ください。

<参考>

- ・ 別紙1 令和6年度の「風しんの追加的対策」にかかる対応について（協力依頼）
- ・ 別紙2 令和6年度の運用と流れについて